

ジャバラ・ブラックDX
ダイハツ純正品番:999-01969-U9-044

株式会社 ダイゾーニチモリ事業部
整理番号:10817G-(7)D
1/6

作成日: (第1版) 2010年12月24日
改定日: (第7版) 2023年7月20日

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

ダイハツ純正品番:999-01969-U9-044

製品名 : ジャバラ・ブラックDX

主 用 途 : 水溶性シャーシー塗料

会社情報

会 社 名 : 株式会社 ダイゾーニチモリ事業部
住 所 : 茨城県猿島郡五霞町大字幸主字川原612
担 当 部 門 : 技術部 品質保証室
電 話 番 号 : 0280-80-1577
F A X 番 号 : 0280-84-2620

緊急連絡先

担 当 部 門 : 技術部 品質保証室
電 話 番 号 : 0280-80-1577
受 付 時 間 : 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 09:00～17:00

整理番号 : 10817G -(7)D

2. 危険有害性の要約

GHS分類(JIS Z 7252:2019)

<物理化学的危険性>	引火性液体	区分 3
<健康に対する有害性>	急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入:蒸気) 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 呼吸器感作性 生殖毒性	区分 3 区分 4 区分 2 区分 2 区分 1 区分 2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1 区分 2
<環境に対する有害性>	水生環境有害性 短期(急性) 水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3 区分 3

* GHS分類項目につきまして本書では、分類結果が「区分に該当しない」「分類できない」に該当する項目については、記載を省略しております。

<絵表示又はシンボル>
<注意喚起語>



危険

<危険有害性情報>	H226 H311 H332 H315 H319 H334 H361 H370 H335	引火性液体及び蒸気 皮膚に接触すると有毒 吸入すると有害 皮膚刺激 強い眼刺激 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器(中枢神経系、肝臓、腎臓、血液、全身毒性)の障害 呼吸器への刺激のおそれ
-----------	--	---

H373	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(血液系、呼吸器、肝臓、腎臓)の障害のおそれ
H402	水生生物に有害
H412	長期継続的影響によって水生生物に有害

* GHS分類による記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し充分な配慮を行うこと。

注意書き

〈安全対策〉

P202	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P210	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
P233	容器を密閉しておくこと。
P241	防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
P242	火花を発生させない工具を使用すること。
P243	静電気放電に対する予防措置を講ずること。
P261	ミスト、蒸気の吸入を避けること。
P264	取扱い後はよく手を洗うこと。
P270	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P271	屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
P273	環境への放出を避けること。
P280	保護眼鏡・保護マスク・保護手袋等の保護具を適切に着用すること。

〈救急処置〉

P284	【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。
P302+P352	皮膚に付着した場合:多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。
P303+P361 +P353	皮膚に付着した場合は、直ちに多量の水と石けんで洗うこと。異常がある場合は直ちに医師の診察を受けること。
P304+P340	吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351 +P338	眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P313	ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断を受けること。
P312	気分が悪いときは医師に連絡すること。
P314	作業中に気分が悪くなった場合:直ちに作業を中止し、速やかに通気の良い所で安静にすること。異常がある場合は直ちに医師の診察を受けること。

P332+P313	皮膚刺激が生じた場合:医師の診断を受けること。
P337+P313	眼の刺激が続く場合:医師の診断を受けること。
P342+P311	呼吸に関する症状が出た場合:医師に連絡すること。
P361+P364	汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P362+P364	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
P370+P378	火災の場合には適切な消火方法をとること。

P403+P233	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
P403+P235	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

P405	施錠して保管すること。
P501	内容物や容器を廃棄する際には、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区别

混合物

学名又は一般名

水溶性シャーシー塗料

成分

	CAS.No.	含有量(wt%)
水	7732-18-5	25 ~ 35%

アクリル樹脂	非開示	15 ~ 25%
イソプロピルアルコール	67-63-0	20 ~ 30%
エチレングリコール モノブチルエーテル	111-76-2	15 ~ 25%
アンモニア	7664-41-7	0.1 ~ 1%
カーボンブラック	1333-86-4	1 ~ 5%
添加剤	非開示	1 ~ 10%

*労働安全衛生法:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

494: プロピルアルコール 20~30%
79: エチレングリコールモノブチルエーテル 15~25%
130: カーボンブラック 0.1~1%
39: アンモニア 1~5%

*化学物質管理促進法(PRTR法、2023年4月1日施行)

対象外

*毒劇物取締法

アンモニア

毒劇物取締法第2条別表第2 効物に該当

*原料としては毒劇物取締法第2条別表第2 効物に該当するが、混合物である当該製品としては非該当

4. 応急措置

- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努め、必要に応じて医師の診断/手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合: 触れた部位を多量の水で良く洗い流す。必要に応じて汚染した衣服や靴を脱ぎ、医師の診断/手当てを受ける。
- 眼に入った場合: ただちに清浄な水で数分間洗眼した後、医師の診断/手当てを受ける。コンタクトレンズを使用している場合、可能であれば取り外してから眼を洗浄する。
- 飲み込んだ場合: 無理に吐かせず、必要に応じて医師の診断/手当てを受ける。口の中が汚染されている場合、水で良くすすぐ。
- 最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報:
- 応急措置をする者の保護:
- 医師に対する特別な注意事項:

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤: 周囲の火災に対して適切な消火剤を選定し使用する。
- 使ってはならない消火剤:
- 特有の危険有害性:
- 特有の消火方法:
- 人々を非難させること。
 - 火を隔離して菅駅舎以外の立ち入りを禁止すること。
 - 火が消えて再発火の危険がなくなるまで、火に曝された容器および火災の影響を受けた領域を冷却すること。
 - 保護された場所から、あるいは十分に安全な距離から消火に当たること。
- 消火を行う者の保護:

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用すること。

環境に対する注意事項:

漏出物が河川、下水道等に排出されないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

1. 少量の場合は、土砂、ウエス等に吸着させ回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。

二次災害の防止策:

2. 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。漏洩物は土砂等でその流れを止め、適切な吸収剤を用い、出来るだけ空容器にて貯蔵する。
漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

- 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
- 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
- ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
- 作業環境測定を行うことが望ましい。
- 容器は必ず密閉すること。

安全取扱注意事項:

- 取り扱いは換気の良い場所で行う。屋外ではできるだけ風上から作業すること。
- 水分、きょう雜物の混入に注意する。
- 酸化剤との接触に注意する。

保管

適切な保管条件:

- 直射日光を避け、換気の良い場所に保管し、使用後は密閉する。40°C以上になるところには保管しないこと。
- 熱、スパーク、火炎を避ける。

適切な技術的対策:

禁水物質、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触ならびに、同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料:

- 容器には、圧力をかけない。圧力をかけると破裂がある。
- 輸出する場合は、国連輸送法規で規定されている容器を使用する。(「14. 輸送上の注意」参照)

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:

- ミスト及び蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
- 取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置し、その位置を明確に表示する。

管理濃度:

イソプロピルアルコール:200ppm

許容濃度:

成分	許容濃度	出典
イソプロピルアルコール	TLV-TWA:200ppm	AGCIH

保護具

呼吸器用の保護具:

必要に応じて有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器を着用する。

手の保護具:

耐溶剤性(不浸透性)の手袋を着用する。

目の保護具:

保護眼鏡等を着用する。

皮膚及び身体の保護具:

不浸透性の保護服、保護長靴、保護前掛け等を着用する。

適切な衛生対策:

濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状:

液体

色:

黒色

臭い:

溶剤臭

pH:

8.5~9.5

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

融点・凝固点:

データなし

沸騰範囲:	データなし
分解温度:	データなし
引火点:	24°C
自然発火温度:	データなし
爆発特性	
爆発範囲:	データなし
蒸気圧:	4266Pa (20°C)
蒸気密度:	データなし
その他のデータ	
比重:	0.94~0.96 (20°C)
溶解性:	水に可溶
揮発性:	データなし
可燃性:	データなし
動粘性率:	データなし
粒子特性:	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の条件では安定。
反応性:	酸化剤と反応することがある。
危険有害反応可能性:	現在のところ有用な情報なし
避けるべき条件:	高温、火炎及び着火源。
混触危険物質:	酸化剤
危険有害な分解生成物:	燃焼等により一酸化炭素等の有害なガスを発生するおそれあり。

11. 有害性情報

急性毒性:	
経皮	原料の危険有害性区分と含有率より、区分3と判定した。
吸入:蒸気	原料の危険有害性区分と含有率より、区分4と判定した。
皮膚腐食性/皮膚刺激性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。
呼吸器感作性又は皮膚感作性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分1と判定した。
生殖細胞変異原性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。
発がん性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。
生殖毒性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	原料の危険有害性区分と含有率より、区分1と判定した。
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	原料の危険有害性区分と含有率より、区分2と判定した。
誤えん有害性:	原料の危険有害性区分と含有率より、区分に該当しない、または分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性:	現在のところ有用な情報なし
残留性・分解性:	現在のところ有用な情報なし
生体蓄積性:	現在のところ有用な情報なし
土壤中の移動性:	現在のところ有用な情報なし
オゾン層への有害性:	現在のところ有用な情報なし
水生環境有害性	原料の危険有害性区分と含有率より、区分3と判定した。
短期(急性):	
水生環境有害性	原料の危険有害性区分と含有率より、区分3と判定した。
長期(慢性):	

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

1. 事業者は産業廃棄物を都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

2. 投棄禁止

3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

汚染容器及び包装

空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号: 1263(塗料又は塗料関連物質)

国連分類: クラス3(可燃性液体)

国内規制

陸上: 消防法 危険物第4類 第二石油類 非水溶性液体

海上: 船舶安全法の規定に従う。

航空: 航空法の規定に従う。

輸送上の特定の安全対策: 1. 消防法に従う。
2. 運搬に関しては容器に漏れのないことを確かめ、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第57条)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

第2種有機溶剤等(有機溶剤中毒予防規則)

危険物(第4類第二石油類、非水溶性液体、危険等級Ⅲ)

有機溶剤中毒予防規則

引火性液体類

消防法

引火性液体

船舶安全法

油分排出規制 施行令別表第1 有害液体物質(C類)

航空法

油分排出規制(5mg/l 許容濃度)

海洋汚染防止法 水質汚濁防止法

産業廃棄物規則(拡散、流出の禁止)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

大阪府化学物質管理制度

号番号:1 エチレングリコールモノブチルエーテル

指定物質

(別表第十八の九大阪府独自指定物質。)

16. その他の情報

引用文献

- 15308の化学商品(化学工業日報社)
- 急性中毒处置の手引き(薬業事業社)
- 許容濃度等の勧告(2004年度)日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
- 製品安全データシートの作成指針(改訂版)(日本化学工業協会)
- GHS分類結果データベース(独立行政法人 製品評価技術基盤機構HP)
- 中央労働災害防止協会(安全衛生情報センターHP)

記載内容の取扱い

記載内容は、安全な取り扱い、使用、処理、保管、輸送、廃棄および放出のためのガイドラインとして作成されており、いかなる種類の保証または品質仕様ともみなされません。使用者は、地域、国、および国際規制に従って、製品の使用および取り扱いのすべての責任を負うものとします。この安全データシートに記載されている情報は、現在入手可能なデータおよび情報に基づいて記述されており、法律および新しい知識の改訂に基づいて更新される場合があります。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施のご配慮をお願いいたします。